

議案第7号

二宮町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和2年2月18日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正により、引用条項等の整備を行うことに伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

二宮町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和50年二宮町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第13条第3項を次のように改める。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条第1項、第14条第1項第1号及び第16条（保証人に係るものを除く。）並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(議案第7号) 二宮町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(償還等)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条第1項、第14条第1項第1号及び第16条(保証人に係るものを除く。)並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。</u></p>	<p>(償還等)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払い猶予については、法第13条第1項、令第8条から第10条までの規定によるものとする。</u></p>